6 月定例会

第2回 境港市議会(定例会)会議録(第2号)

議事日程

平成16年6月17日(木曜日)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出 席 議 員(17名)

		•	. ,								
1番	下	西	淳	史	君	2番	石	長	靖	哉	君
3番	永	田	辰	巳	君	5番	定	岡	敏	行	君
6番	松	下		克	君	8番	長	谷	正	信	君
9番	荒	井	秀	行	君	10番	渡	辺	明	彦	君
11番	水	沢	健		君	12番	竹	内	祐	治	君
13番	南	條	可代子		君	14番	植	田	武	人	君
15番	黒	目	友	則	君	16番	岩	間	悦	子	君
17番	米	村	_	三	君	18番	畄	空	研	二	君
19番	森	岡	俊	夫	君						

欠 席 議 員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者助 役	竹 本	智	海	君	収 入 役	北	Ш		茂	君
教 育 長	池淵	_	郎	君	総務部参事	安	倍	和	海	君
市民生活部長	早 川	健	_	君	産業環境部長	武	良	幹	夫	君
建設部長	松 本	健	治	君	総務部次長	松	本	光	彦	君
産業環境部次長	足立	_	男	君	建設部参事	田	原	万	実	君
建設部次長	松本	_	夫	君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長	宮	辺		博	君
総 務 課 長	門脇	俊	史	君	財 政 課 長	足	<u> </u>	明	彦	君
地域振興課長	佐々木	史	郎	君	秘書課長	洋	谷	英	之	君

行財政改革 川端 豊君 子育て支援課長 寺 澤 敬 人 君 推進室長 福祉課長 通商課長 達 佐々木 篤 志 君 伊 憲太郎 君 環境防災課長 渡 辺 恵 吾 君 管理課長 下 坂 鉄 雄 君 都市整備課長 己 君 教育総務課長 水 寿 夫 君 宮 本 衡 清 教育総務課主査 坂 井 敏 明 君 生涯学習課長 里 和則君

事務局出席職員職氏名

 局
 長
 景
 山
 憲
 君
 主
 査
 戸
 塚
 扶美子
 君

 調査庶務係長
 阿
 部
 英
 治
 君
 議事係主幹
 片
 寄
 幸
 江
 君

開 議 (10時00分)

議長(下西淳史君) おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(下西淳史君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、水沢健一議員、岡空研二議員を指名いたします。

一般質問に入る前に、市長職務代理者助役から発言を求められておりますので、これを許します。

竹本助役。

市長職務代理者助役(竹本智海君) 本来ならば市議会開会の冒頭で申し上げるべきことでありますが、お許しをいただきまして御報告とおわびを申し上げたいと存じます。

このたび平成16年度の固定資産税を口座振替で前納された方について、納税通知書に記載された金額より少ない金額を口座振替するというミスが発生いたしました。これは、平成16年度から廃止した前納報奨金のプログラムを修正し忘れるという初歩的な事務処理ミスによるものであります。口座振替で前納された皆様には、大変御迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げますとともに、再発防止に努めてまいる所存でございます。

なお、関係職員を6月11日付で文書による厳重注意処分といたしました。

日程第2 一般質問

議長(下西淳史君) 日程第2、一般質問に入ります。

各個質問を行います。

最初に、岩間悦子議員。

16番(岩間悦子君) おはようございます。6月定例市議会に当たり、まずもって6月25日の議会会期末をもって辞職されます黒見市長に対し、行政改革を進めて2年目の道

半ばにして体調を崩され、退職やむを得ない状態となられましたことはまことに残念なことであり、無念をお察しするところであります。今後十分に療養くださいまして、元気なお姿で社会復帰されますことを祈念いたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、協働のまちづくりについて職務代理をされます竹本助役にお伺いいたします。誠 意ある、そして責任ある御答弁をお願いします。

黒見市長は、任期後半の重点的な取り組みに、市民、行政による協働のまちづくりを掲げられました。そして、これからは住民に身近なところで政策決定し、住民の意向に沿ったまちづくりが大切で、市と市議会だけでなく、市民を加えた3者が一体となってお互い知恵を出し合い、自分たちのまちづくりに取り組む、そして協働のまちづくりに向け多くの人に参画をしてもらうシステムをつくっていくことを提言されています。

そこで、先般、市内の3地区で行われました自治会長との懇話会で、協働のまちづくりについても市長は提言され協力を求められたと思います。各地区ともたくさんの質問が出されていますが、そこで出された質問や意見を協働のまちづくりにどのように生かされていくのか、懇話会のまとめをお聞かせください。

また、市長は、境港市の女性パワーについても期待を寄せられておられます。ことし3月、主に女性メンバーを中心とした企画で開催されました、テーマは「老若男女みんなでつくろう協働のまち境港」でした、このフォーラムでも協働のまちづくりが取り上げられました。現在もそれぞれの団体でまちづくりにつながる積極的な活動が展開されています。市内の女性団体連絡協議会との連携など、今後のまちづくりに必要なことは言うまでもありません。これからの協働のまちづくりを推進するための計画や、参画システムづくり、組織づくりなど、今後の取り組みをお聞かせください。

協働のまちづくりを進めていくとき、官民一体となった取り組みが不可欠です。行政と 市民の連帯感、行政サービスの向上、職員の意識改革など必要な要素となろうと思います。

こんなとき私たちが市民と会話する中で、行政サービスや来庁者の対応の仕方などについて批判的な言葉を聞きます。それは、活気がない、やる気があるのか。あいさつに元気がない、自分の方からする職員が少ない。特に若い職員に多い。笑顔がない。愛想がない。謙虚さが足りない。腰が重い。言葉に心がない。機械的、事務的であるなどが指摘されます。管理職は常に指導されているとは思いますが、境港市民のために、今後意欲や気力を持って仕事のできる人材育成とその体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。私たちも行政視察で他市の庁舎に入りますと、雰囲気でそこの市の行政がわかるような気がします。竹本助役の御所見をお伺いします。

次に、教育問題について4点、教育長の御所見をお伺いします。

まず1点目に障害児教育についてお伺いします。

文部科学省は、養護学校などの分離教育を原則としていますが、一方、障害の種別の枠を超えた盲・聾・養護学校のあり方を検討する調査研究協力者会議は、2003年、市町村教委が学校の施設整備の状況や地域の実態、保護者の意見などを総合的に判断して小・

中学校に就学することができるよう、就学指導のあり方を見直す方針を打ち出しています。 この4月、倉吉市の重い障害のある児童が、両親の希望を受け小学校に入学することに なりました。それについては、就学指導委員会が開かれ、肢体不自由児学級を新設して受 け入れることになったようです。

就学をめぐっては、個々の障害に応じた手厚い専門の教育が受けられる養護学校への入学がより望ましいと考える人がいる一方、障害のある人もない人も社会の一員として当たり前に生活できるノーマライゼーションを目指して、地域の普通学校への就学を希望する保護者もおられます。

倉吉市の場合、保護者は、子供はこれからこのまちで暮らしていく、子供の将来を考えると地域の小学校に行ってほしい、障害のある子もない子もともに過ごす学校にと希望されています。

本市の場合、障害を持つ子供たちが普通学校に就学している例をお聞かせください。また、倉吉市のような重度の障害を持った子供の保護者が普通学校への入学を希望された場合は、どのように対応されるかお考えをお伺いします。

2点目に、本市の児童生徒の体力についてお伺いします。

県教委が県内の小・中・高生を対象に実施した体力テストの結果が発表されました。それによると、総合評価でおおむね全国平均を上回ったが、筋力と投能力は平均以下、特に小学 5 年生男子は、ほとんどの調査項目で全国平均を下回っているという結果が出ています。

今回の体力テスト調査は、児童生徒の体力、運動能力と生活習慣との関連を明らかにし、 市町村や学校での指導の基礎資料とするのがねらいであり、地域の実態や特徴を踏まえた 具体的な取り組みにつなげていきたいと言っています。

今回の調査では、朝食摂取、睡眠時間、テレビ視聴時間という3要素と体力との相関関係を考察しています。予想どおり、朝食を食べない、睡眠時間が短い、テレビ視聴時間の長い子供は、そうでない子供に比べ体力テストの合計得点が低かったようです。

今の子供たちが運動不足になっている直接的な原因を文部科学省は分析していますが、 学力に比べて運動の重要性が軽視され過ぎてはいないか、社会全体が運動の大切さを再認 識し、子供たちが体を動かすことのできる環境をつくっていく必要を感じます。本市の体 カテストの結果の考察と具体的な取り組みをお伺いします。

3点目に、基礎学力調査についてお伺いします。

県教委がことし1月に実施した基礎学力調査の結果が公表されました。県独自の調査は前年に続き2年目ですが、調査の対象は小学校3年生と6年生、中学2年生で、いずれも前回のペーパーテスト調査と、学校、家庭での生活実態や意識を見る質問紙調査も行っています。この県全体の調査結果と本市との比較、点数が上がっている場合、下がっている場合、その理由と、生活実態や意識調査についても本市の実態をお聞かせください。

今、学力低下の問題が云々されている中で、前回を上回ることは喜ばしい傾向ではあり

ますが、この1年間で前回を上回る結果が出たということに興味深いものを感じます。点数が上がった、イコール学力がついたと判断してよいのか疑問に思うところです。本市の実態を踏まえ、今後の対応と学力について教育長のお考えをお聞かせください。

4点目に、小学6年生女児殺害にかかわる問題についてお伺いします。

長崎県佐世保市で起きた小学6年生女児の同級生殺害事件は、インターネットのチャット仲間で、掲示板への書き込みがトラブルの原因になったということです。

この事件の背後の一つに、小学6年生を含む10歳から14歳ぐらいは前思春期と呼ばれ、その特徴は、密閉された友人関係を求め、一たん亀裂が生じるとすべて失われた気持ちになり、一転してひどい憎悪を抱くことが多い点にあると臨床教育学者は指摘しています。

小学校学習指導要領で「情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しむ」と盛り込まれ、生活科や総合学習、社会科などでネットについての授業が行われ、中学校では技術家庭科で、高校では情報として必須科目となっています。学校現場でパソコンが配置され、家庭にもパソコンが普及している中で、子供は自在にインターネットで情報を検索し、チャットを楽しみ、自分のホームページを開いています。知識、技術に大人や親がついていけない現状でもあります。 I T教育の中で、小学生に身近になったパソコンの使い方のマナー教育や情報モラルの指導などがなされていたか、また、ネット社会の陰の部分をきちんと教えていたかなど指摘されています。

この事件から、本市のIT教育についてお伺いします。現在までパソコンを使用してきて、この事件に似たトラブルは起きていなかったのか。児童生徒の家庭でのパソコンの普及率はどのくらいあるのか。また、家庭での使用についてどのような指導がしてあるのか。未然防止のため、各学校、児童生徒、また、家庭にどのような形で指導されたか。IT教育の今後の課題はどんなことか。また、この事件についての教育長の御所見もお聞かせください。

最後に、生涯教育にかかわる問題についてお伺いします。

先日、鳥取市の布勢陸上競技場で、陸上のアテネオリンピック代表選考会を兼ねた第88回日本選手権が開催され、大成功で終わり、オリンピックにつながるすばらしい大会であったと日本陸上競技連盟から評価されました。地方での開催はこれが最後とのことですが、日本の一流選手の競技に、鳥取県民、そして子供たちに感動と夢を与えたことと思います。その中で境港市出身の選手も活躍していました。

この大会を前にして、4月16日、境高校出身のローマオリンピック棒高跳びに出場した安田矩明氏が亡くなられました。この大会の観戦を楽しみにしておられたと聞きます。 故人の遺品が出身の境高校に寄贈されたことは新聞紙上で御案内のことと思います。

それはそれとして、私は生涯教育として、境港市出身のスポーツ選手で日本的に活躍された選手の写真なりプロフィールなど、市民体育館の壁面に展示することにより、功績をたたえるとともに、その活躍の姿を見て子供たちが夢や希望を持つ一助となるであろうと、

この企画を以前議会で質問をしたことがあります。体育館は運動するところであるからそんなことはしないとの答弁があり、実現に至りませんでした。そこで、本議会で再度質問し提言いたします。

現在、市民体育館には、アテネオリンピック女子サッカー出場予定の大部選手から贈られたものが展示されています。大変喜ばしいことだと思います。これはどんな企画で実現されたのでしょうか、お聞かせください。また、過去、日本的に活躍されたスポーツ選手や指導者が、陸上競技、柔道、野球、その他の部門でも調べれば多数おられると思います。スポーツに限らず文化面でも、写真家、音楽家、画家なども活躍された方、現役の方がおられます。この方々の写真やプロフィールを紹介し、適切なところに展示して功績をたたえる企画を検討されてはいかがなものかと提言いたすものです。このような企画は生涯教育の一端であるとともに、緑と文化のまちづくりにつながっていくものと思います。教育長の御所見をお伺いします。

以上で私の質問を終わります。

議長(下西淳史君) 市長職務代理者助役の答弁を求めます。

竹本助役。

市長職務代理者助役(竹本智海君) まず、自治会長との懇話会と協働のまちづくりについての御質問でございます。去る5月18日から3カ所で行った市長と自治会長との懇話会は、住民活動の最先端で尽力いただいている自治会長と、新年度がスタートした時期をとらえて、本市の当面する課題や行政改革の取り組みなどについて、ひざを交えて話をする場を設けたものであります。さまざまな意見交換ができ、情報の共有化に役立ちました。協働のまちづくりには、情報の公開と共有化が前提になければならないと考えており、今後も積極的な情報提供や直接対話を進めてまいります。

なお、懇話会の概要につきましては、市のホームページに掲載することにしております。次に、協働のまちづくりを推進するための計画や参画システムづくり、組織づくりなどについてでございます。協働のまちづくりへの取り組みとしては、まずは、今なぜ協働が必要かといったことから、職員自身が共通認識を持った上で全庁的に取り組んでいく必要があるため、市民活動などに造詣の深い講師を迎えて、全職員を対象とした研修会を開催したところであります。協働のまちづくりへの取り組みは始まったばかりであり、今後境港市ではどういう進め方が望ましいのか、検討を深めている段階でございます。今考えておりますのは、市民を対象にした講演会を含む(仮称)市民フォーラムの開催や、市民の方を委員とする懇話会的な組織を立ち上げて、市民協働推進のための指針づくりを進めていくことを考えておりますが、基本的な方針につきましては、今後新しい市長の意向を踏まえた上で進めていきたいと考えております。

次に、職員のサービス対応、来庁者の対応の仕方など批判的な言葉を聞くとの御質問で ございます。職員の接遇につきましては、平成15年9月議会において同様の御指摘を受 けたところでございます。その後、全職員に対し、改めて職員の接遇向上の研修を行い、 常に言葉遣いや態度に留意して応対することについて強く指導を行ったところであります。 一部の課におきましては、自発的に朝礼を行い応対の言葉を合唱するなど、次第にその意 識が高まっており、喜んでいるところでございます。しかし、いまだ岩間議員の御指摘の ような事実があることは非常に残念であります。今後、より一層職員の自覚を求め、また、 管理職を通じ、市民の皆様に御満足いただける応対態度の向上に努めてまいりたいと考え ております。以上でございます。

議長(下西淳史君) 教育長の答弁を求めます。

池淵教育長。

教育長(池淵一郎君) 教育関連問題について5点、順次お答えをいたします。

初めに、障害のある子供たちの就学についてのお尋ねでございます。重い障害があり、 養護学校への就学が適しているが、市内の普通学校に通っているという子供は、現在は一 人もおりません。また、障害児学級が適しているが、通常の学級に在籍しているという子 供は2名おります。これはどちらとも保護者との強い願いからでございます。このように、 現在本市には倉吉市のようなケースはございませんが、今後希望があった場合の対応につ きましては、子供の就学先を決定しますのは最終的には保護者の意向でございますので、 教育委員会や学校としましても、人的配置や施設整備等を行い、できる限りの体制を整え、 希望にこたえたいと考えております。

次に、本市の体力テストの結果の考察と具体的な取り組みについてのお尋ねでございます。昨年度の小学校の新体力テストの結果におきましては、立ち幅跳び、ボール投げにおいては、ほとんどの学年、男女において、全国及び県の平均を下回る結果となっております。児童生徒の体力低下の原因といたしましては、外遊びやスポーツの重要性の軽視、子供を取り巻く環境の変化、生活習慣の乱れなどが考えられます。

市内の各学校では、子供委員会を中心に、さまざまなチャレンジの場や大会を企画するなど、子供の手で運動を広げる取り組みがなされています。また、体育の授業においては、 用具や場の工夫を行うとともに、新しいスポーツを導入することで技能を身につけ、楽し さ、満足感が得られる授業づくりに取り組んでいるところでございます。

今後は、子供の生活習慣全体が適切なものとなるよう、日常の保健指導や食の指導などを充実させていくとともに、学校保健委員会、学校通信、懇談会等を利用し、家庭と連携しながら取り組んでいくことが必要だと考えております。

3点目でございますが、基礎学力調査の本市の実態と対応についてのお尋ねでございます。ペーパーテストの結果につきましては、おおむね県全体の結果と同様の状況でありましたが、小学校3年生の算数でやや下回り、逆に中学校2年生の理科では若干上回りました。また、質問紙調査につきましては、次の点が本市の各学年に共通した結果としてあらわれております。1つ、学校は好きである、楽しい。2つ目が、授業に対する楽しさや理解度は高い。3つ目が、勉強は好きであるが、必要性は感じていない。4つ目が、家庭における勉強の習慣がついていない。私は、学力とは、知識、技能はもちろんですが、その

習得のための意欲も含めた広い意味でとらえるべきであると考えております。そうした点では、本市の状況にはまだまだ課題は多く残されております。今後は、自分の夢の実現に向けて、みずからが意欲的に学習に取り組めるような体制を学校と家庭が連携しながら築いていくことが必要であると考えております。

4点目でございますが、IT教育の今後の課題と佐世保の事件への所見でございます。今回の痛ましい事件の要因の一つには、インターネットのチャットという相手の顔を見ないでする会話によるトラブルがあったということが言われておりますが、本市の小・中学校では、このようなトラブルはないと認識いたしております。家庭でのパソコンの普及率は特に調査いたしておりませんが、年々普及率は上がっていると思われますし、それを児童生徒が使用する機会も増加していると考えられますので、学校では、家庭での使用に限らず、正しいインターネットを利用しての情報の収集方法などを指導いたしております。IT教育の今後の課題は、急速に進行しているインターネットの多様化に対応したモラル教育を進めていかなければならないと考えますが、それには家庭との連携を強化していくことが不可欠であると思います。

このたびの事件について私の所見ということですが、校舎内で引き起こした悲惨な事件に暗然とならざるを得ません。子供たちの状況を的確につかみ理解することの難しさと重要性を改めて感じております。このような事件は二度と起こってはならない。それにはIT教育のみならず、学校、家庭、地域などが一体となって子供の心の教育を進めていかなければならないと思っております。

最後でございますが、境港市出身のスポーツ、文化で活躍された方々の写真やプロフィールを展示してはどうか、また、市民体育館の女子サッカー選手の展示に至る経緯はということでございます。境港市の子供たちが本市出身のスポーツ、文化、芸術における偉大な先輩たちの活躍を知ることは、子供たちにとって大きな励みになることと思います。しかし、展示場所等の問題もあり、今後、境港市体育協会、境港市スポーツ振興審議会、境港市文化協会などの関係団体と協議いたしたいと考えております。

現在、市民体育館に展示してありますサッカーボール、それからユニホームなどは、境 三中出身の大部由美さんが8年前のアトランタオリンピックに出場した際、出場記念とし て本人より借り受けたものを展示しておるところでございます。

議長(下西淳史君) 追及質問がございましたらどうぞ。

岩間議員。

16番(岩間悦子君) 竹本助役にお尋ねします。質問の形式で私は申し上げておりませんけども、意欲や気力を持った仕事のできる人材の育成、その体制づくりについてのお考えをいま一つお聞かせ願いたいと思います。

それから、教育問題についてですが、小学 5 年生のみがそういうふうに体力が衰えてる ということについて、どういうことなのかということをお聞かせください。

それと、最近境港市内で鉄棒を撤去されたということはございませんか。といいますの

は、至るところで危険性があるというので撤去していくというような情報を聞きましたので、境港市はどうなのかと。それも体力づくりの一手段ではないかと思いますので、最近、逆上がりのできない子がたくさんできてるというようなことから、鉄棒はどういうふうにされてるのかということをお聞きします。5年生の件と鉄棒の件。

それから、I T教育についてですが、こんな事件が起こるたびに教育関係者から命の教育の大切さ、心の教育の重要性が強調されています。言葉による命の教育と心の教育には、現場の教師は、起こるたびに教育委員会からの通達により指導をされておると思います。 それにもかかわらず、なかなか、次から次とこういう事件が起きてくる。教育長は、この言葉による指導の以外にどのような指導が必要かと思われますか、これを1点。

それから、最後は生涯教育についてですが、今、体協、スポーツ審議会、そういうところの関係で協議をしてみるとおっしゃいました。ぜひこの企画を実現していただきますよう切に要望いたします。

それと、文化的な面でも、私はスポーツを例に挙げましたが、そういう文化的な面でも数おられると思いますが、そういう面では、緑と文化のまちづくりにつながるということで、そういう点も今後どういうふうに検討されていくかもお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長(下西淳史君) 竹本助役。

市長職務代理者助役(竹本智海君) 人材育成の件でございますけれども、現在、人材育成基本方針を作成中でございまして、この方針の中で今後人材育成の強化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

議長(下西淳史君) 池淵教育長。

教育長(池淵一郎君) 初めに、小学5年生の低下という質問でございましたが、私はお答えした中で、ほとんどの学年、男女とも、全国、県平均より下回っている、いわゆる立ち幅跳び、それからボール投げにおきまして。今、岩間議員がおっしゃるのは、県でこないだ、去年、小学校2年生と5年生と中学校2年生の体力テストの結果だと思いますが、それ以外に全国的な体力検査がございまして、これで境の子供は、立ち幅跳び、それからボール投げでは、全国平均、県平均よりか、全学年、男女関係なく下回ったという答弁をさせていただきました。

それから、鉄棒の撤去でございますが、現在聞いてみますと撤去してないように伺った わけですが、議員さんの方では撤去したということを言われたと思いますが、どこどこか ちょっとお教えいただきたいと思います。

それから、IT教育とか事故の問題でございますが、やはり事故があるたびに学校、それから保護者が、子供の行為、行動を知らな過ぎるということが一番指摘になっております。それで、それぞれ校長会通じましていろいろと連絡をさせていただきましたことを二、三述べさせていただきますが、おとなしい普通の子供という視点から考えて、それから短絡的な動機による凶暴な行動という視点、それから友人関係の視点、それから学校体制の

視点、それから親子関係の視点、それから規範意識の視点、それぞれ具体的にそれらの中で、こういうことはどういうふうになっとるかということから、それぞれ指摘、連絡事項をしております。

それから、生涯学習の企画、いわゆる展示の件でございますが、これが、一番今悩んでおりますのは、場所ももちろんでございますが、それぞれどの範囲まで展示するか。例えば功労者、それとも、スポーツの場合はオリンピック出場者。境でいうと、先ほど申されました安田さん、それから阿部、それから今の大部、3人がオリンピックに出場した。それから、功労者でいけば、それぞれ阿部先生、真木先生、渋山先生等々功労者であるということ。全国大会というと数が大変でございます。これらのこと、それから文化芸術につきましても、功労表彰を受けた者、それから例えば余子の130周年記念式典では、小灘一紀先生がいわゆる在校生、卒業ということで講演され、寄贈されたという。その辺の範囲、それから展示場所等、よくよく体育協会、それから関係団体と協議してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長(下西淳史君) 追及ございましたらどうぞ。

岩間議員。

16番(岩間悦子君) 教育長の質問にお答えいたします。鉄棒の件ですが、これは境港市内からそういう情報を得たというわけでなくて、全国的にあちこちにあるということで、例えば2メートル近くの高鉄は危ないということで撤去されているということで、境港市ではそういうことがないというならば、子供たちが鉄棒にぶら下がるという機会はたくさんあると思いますので、またその辺の奨励もまた教育委員会の方で学校の方への御指導をよろしくお願いしたいと思います。

それから、生涯教育の件ですが、今、現に市民体育館に大部選手の写真なりユニホームなりが展示してあるわけでして、ある方に言わせれば、過去にもっと活躍された方があるではないかというような声も聞いたりしておりますので、不公平とか公平とかという言葉はどうかと思いますけども、検討されるとおっしゃっていますので、その範囲については検討されるところで検討されればいいのであって、日本的、世界的にやっぱり功績のあった、活躍された方だとは思いますけども、その検討される中で基準はお決めになってもいいかと思いますが、そういう企画は一つもないということで、どこの、境港市の公的な施設に行って、有名な方の作品等は展示してありましても、そういう人が境港市にいたというようなことはほとんどわからないという状況の中ですので、あえて今後企画していただきたいということをお願いする次第です。以上です。

議長(下西淳史君) 次に、南條可代子議員。

13番(南條可代子君) 6月定例市議会開催に当たり、質問をしてまいります。

本議会が黒見市政の最後の議会となりますので、この場をおかりいたしまして一言ごあいさつをさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

黒見市長におかれましては、4期半ば、約14年余、多大な功績を残されました。環日

本海時代に向けての港湾、また漁港施設の整備と利用促進、水産業の振興、水木しげるロード、水木記念館の建設など、とかく政治家は自分の功績として箱物を建てたがるとよく言われますが、黒見市長は箱物以外、平成12年、災害に見舞われた鳥取県西部地震被害の復興など、一貫して市民福祉の向上を基本としてリーダーシップをとってこられたことは、必ずや後世に評価されることを確信するものでございます。また、みずからの身を削る行革も断行してまいりました。ある意味でいえば、時代を読み、気取らず、市民の声を大事とした市長に対し、私は心から敬意を表するものでございます。今後は療養に専念され、再び御活躍されんことをお祈り申し上げます。若輩者の私が失礼を省みず発言させていただきましたことをお許しいただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。母子家庭支援についてお伺いをいたします。 母子家庭支援についての1点目は、医療費助成の所得制限の緩和はできないかについて であります。

最近の厚生労働省発表による国民生活基礎調査によりますと、平成14年、母子世帯の 平均収入は233万円であり、連続減少しています。これを一般世帯で見ますと589万 円であります。また、高齢者世帯を見ますと304万円で、いかに母子世帯の収入が低い かということが言えると思います。もちろんこれは平均しての額ですから、母子世帯でも 高額収入の世帯もあることを申し添えておきたいと思います。

では、この母子世帯の中で養育費を受給している割合は、離婚母子世帯のうち約2割にすぎず、母が懸命に子育てをしなければならない厳しい実態が浮かび上がっております。何よりも健康に生活することの保障は最優先されなければなりません。しかしながら、現在の市民税所得割の非課税との助成基準では、経済的に不安を抱える家庭も多くあります。今後、母子家庭の自立支援策も充実していくことから、その就業意欲を向上させるためにも、所得制限の緩和はできないかというものでございますが、御所見をお伺いいたします。2点目に、母子家庭の母の就業支援策についてお伺いいたします。

昨年4月、母子寡婦福祉法が改正され、母子家庭の自立支援策について国が基本方針を示し、その方針に基づいて都道府県に自立促進計画を策定するように求めています。これに対して、特別な配慮をするように定めた母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が議員立法で成立し、施行されました。2008年3月末までの時限立法であるこの特別措置法が成立した背景には、厳しい経済情勢の中で子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭の母は、仕事の面でも大変不利な状況に置かれていること。児童扶養手当も、支給開始から一定期間過ぎると手当が減額されるなどの法改正がされ、母子家庭の母の就労が一層求められる状況にあることなどであります。

この特別措置法第7条には、地方公共団体は、国の施策に準じて母子家庭の母の就業の促進を図るよう努めるとあります。本市として、こうした国の動きを受けての施策の具体的な内容についてお伺いいたします。

3点目に、母子自立支援員の充実についてお伺いいたします。

母子寡婦福祉法の改正により、これまでの母子相談員は母子自立支援員と改められました。また、これまでの都道府県知事の委嘱から市長の委嘱となりました。母子自立支援員は、これまでの生活相談や情報提供に加え、職業能力の向上や求職活動に関する支援も求められることになっており、自立支援員の役割は大変大きなものがあります。本市として充実した母子家庭対策としていくためには、重要な位置づけとなる母子自立支援員をどのような形で委嘱されているのか、御所見をお伺いいたします。以上でございます。

議長(下西淳史君) 市長職務代理者助役の答弁を求めます。

竹本助役。

市長職務代理者助役(竹本智海君) まず1点目は、医療費助成の所得制限の緩和についてでございます。現在、母子家庭を含むひとり親世帯の負担する医療費につきましては、 鳥取県と協調して助成を行っており、財源はそれぞれ2分の1ずつ負担をしております。 鳥取県と協調した制度でございますので、この所得制限の見直しに当たっては、鳥取県と 今後十分協議していく必要がありますが、今のところ県としては見直す予定はないとのことでございます。

2点目は、母子家庭の母の就業支援策についてでございます。市では、母子家庭の就労に関する相談体制の充実に努めるとともに、母子家庭の就労支援の効果的な展開に向けて、ハローワークとの連絡調整会において意見交換や情報交換を行うなど連携を図っております。また、市内の各企業へは、境港雇用対策推進協議会を通じ母子家庭の雇用促進を要請しており、平成15年度、ハローワーク境港管内の母子家庭における母の就職率は48%で、一般の就職率を10ポイント程度上回っていると伺っております。

3点目は、母子自立支援員をどのような形で委嘱しているかとの御質問でございます。 母子自立支援員につきましては、平成15年4月より市の非常勤職員として任用しております。現在、週30時間勤務で、子育て支援課の家庭児童相談室に1名配置し、母子家庭の自立のための相談に対応しております。平成15年度の相談件数は127件あり、うち新たに母子自立支援員の業務となった就労支援業務の相談件数は7件でした。母子家庭が増加していく現状からして、今後、関係機関との連携を深めながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(下西淳史君) 追及質問がございましたらどうぞ。

南條議員。

13番(南條可代子君) このたびは要望にとどめさせていただきたいと思っております。 よろしくお願いを申し上げます。

まず1点目でございますが、医療費助成のことについてでございます。先ほども助役の 方から御答弁の中にありましたように、母子家庭の環境はやはり厳しいものがございます。 その中で生活を必死でされている現状でございます。その中で、子育て支援としての医療 費の助成にやはり差が私はあると思うんですね。いわゆる両親そろっている中での支援と いうのが結局制限なしと、それで、またその中で片親の中ではいわゆる上限があると、や はりこの中が私は一つは納得性がいかないのではなかろうかと、そういうふうに思っております。やはり母が一生懸命に雇用を進めていって就業支援をしていく中で、一生懸命に働いていけば、すぐに医療費の助成の制限から外れる、こういうことになりますと、やはり就業意欲が私は薄れてくるのではなかろうかというふうに懸念しております。せめて所得基準を引き上げるべきだと思っておりますので、その点の要望をさせていただきたいと思います。

それから、就業支援でございます。先ほどやはり関係企業、ハローワークとの連携をとって周知徹底を図っていっていただいてると、これは大変ありがたいことでございます。 やはりこれ特別法でございますので、しっかりその期限内に、今、現実に国としての事業 展開もされております。そういう部分で事業者に対しての特典もございますので、そうい うものもしっかり視野に入れて啓発をしていただきたいと思っておりますので、この2点 をよろしくお願いいたします。以上でございます。

休 憩

議長(下西淳史君) ここで休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

(10時50分)

再 開 (13時00分)

議長(下西淳史君) 再開いたします。

午前中に引き続き各個質問を行います。

水沢健一議員。

11番(水沢健一君) 6月定例市議会に当たり、若干の質問をいたし、執行部の御所信をお伺いいたします。

質問に入る前に、このたびの黒見市長の突然の入院、続いての退職表明に対し、驚き、まことに残念に思います。その間における数々の功績に対し敬意を表するとともに、一日でも早い社会復帰を心から願うものであります。市長不在だからといって、公務に支障がないよう、職務代理者である竹本助役を中心に頑張っていただきたいと思います。

初めに、健康について伺っておかなければなりません。

昭和45年11月3日に制定の市民憲章5カ条の第1に「健康で楽しく働き、明るい家庭をつくりましょう」とあります。黒見市長のお気持ちをお察し申し上げます。

国においても、昨年5月に、国民の健康づくりや高血圧症などの生活習慣病の予防を効果的に進めるため、国や自治体、個人の取り組むべき事項を定めた法律、いわゆる健康増進法が施行されています。国は、歩行数や飲酒など健康増進に関する数値目標を設定し、達成度合いを評価することが義務づけられており、健康診断の標準的な方法を定めた指針をつくる規定や、受動喫煙からの保護策推進の努力義務も盛り込まれています。病気予防の事後指導の強化など、健康診断事業の改善が強く迫られていると思うのであります。自

治体や企業などによってばらばらに行われ、個人の健康管理に役立っていないとの批判が ある健康診断について、本市の有効活用はどうなっているのか、まず伺っておきます。

次に、ウオーキングコースから見た公園等について伺います。

黒見市長の健康を気遣う私も、実は3月議会中に体調を崩し、御迷惑をかけてしまいました。よわい54歳で初めてのことでした。市民憲章を何度も読み返したものです。運動音痴の私がまず始めたのは、ウオーキング、歩くことでした。まだ1日に30分程度ですが、歩くことの嫌いだった私にとって、別世界の毎日であります。そのコースで見かけたあれこれについて伺うものであります。

私のウオーキングコースは、空港前のサントピア公園、竜ケ山公園、中海親水公園、そ して干拓堤防の4カ所です。

まず、サントピア公園についてであります。どこを歩いていいのやら、歩くところもないほどの草ぼうぼうであります。上の方にはすばらしいフジ棚がありました。しかし、人っ子一人いません。梅雨空を忘れさせるような紫や白など、さわやかな色の花ショウブは、ほとんど見られません。小篠津町民が行っていたショウブ祭りは今は昔です。駐車場、トイレつきの公園であります。今後の管理方法を伺っておかなければなりません。

次は、竜ケ山公園についてです。山あり、谷あり、平たんありの、常に市民が利用している1周8分程度の最高のコースです。市内最高峰の公園には、水のない竜ケ山の滝がありました。また、イベントホールなるものがありますが、利用方法がわかりません。だれが何に使うのでしょうか。

次に、ぜひともPRしたいのが中海親水公園です。水路沿いにある公園、そして高台にある公園です。特に高台から見える景観のすばらしさは最高です。しかし、5月のゴールデンウイークには、3組で10名ほどしか人影はありませんでした。もっともっと市民にPRすべきところだと思います。広報をどのようにお考えですか。難を言えば、隣接する中浜港にある廃船が気になります。あわせお答えください。

最後に、干拓堤防についてです。1周5.5キロの堤防のコースは、ここが境港市かと思うほどのところです。安全で、景色のすばらしさは天下一品です。江島大橋、八東町、松江市、東出雲町や安来市、そして滑走路を見ながらの一周です。少々田舎の香水のにおいが気になりますが、それを差っ引いても、市民の皆様にはぜひとも見ていただきたいところであります。そのためには、ところどころに駐車場があればと願うものです。嫌々ながらのウオーキングは苦しいけれども、こんなすばらしい市内のコースは最高です。それで健康になり、それでスマートになればうれしいと思うきょうこのごろです。

次に、出張業務の民間委託について伺います。

旅行会社に、目的地までのルート、格安な交通手段、宿泊費を算出してもらうことで、 最低でも約2割が節約できるのであります。黒見市長のコメントにもあるように、本格的 な行財政改革を進めて2年目ですが、道半ばで無念であると言っておられます。旅費規程 が見直され、大変苦労して計画を立てている職員。しかし、その割には不満な出張者。会 社が取り扱う格安な宿泊セットや格安航空券などを積極的に活用されるのであります。出張や研修など、ビジネス関連旅行の市場規模は、1年間1兆4,000億円前後とされていて、旅行業界では、自治体にも外部委託を働きかけています。本市の県外出張は年間何件あるのでしょうか。そして、幾らの予算が見込まれているのでしょうか。数字をお示しの上、民間委託についての御所信をお聞かせください。

次は、はまるーぷバスの運行経費について伺います。

本年度の予算書を見ても、事業費は4,600万円余、使用料は1,200万円余、一般財源の持ち出しは約3,400万円であります。毎年3,000万円の赤字というところであります。当初から赤字覚悟と言えばそれまでですが、赤字が少なく、そして黒字になれば、これほど喜ばしいことはないのであります。要は市民にどんどん利用してもらえば、それはそれで済むことかもしれませんが、さらなる利用促進に力を入れていただきたいのでありますが、私は、広告料収入を運行経費の一部に充てたらと提案するものであります。人の目に触れやすい市街地を循環するという広告媒体としての魅力はあると思うのであります。車内、車外、停留所看板、そして時刻表の4種類が考えられます。単なる寄附金と違って、広告なら依頼主にもメリットがあり、地元企業を初め、みんなではまるーぷバスを支えるという機運がつくり出せるのではと思うのであります。利用促進と広告収入についての御所信をお聞かせください。

最後に、子供の安全について3点、教育長にお伺いいたします。一部午前中の質問と重なる部分もありますが、私の視点での質問をさせていただきます。

1点目は、学校における安全についてです。

このたび、長崎県佐世保市の小学校で、6年生の女子が同級生の少女にナイフで切りつけ死亡させるという事件がありました。小学生が、安全であるべき学校の校舎内で引き起こした悲惨な事件に、暗然とならざるを得ません。学校は、何らかの予兆をつかんで事件を未然に防ぐ手だてはなかったのだろうかと考えると残念でなりません。警察庁によると、小学生が起こした殺人、殺人未遂事件は、これまでの15年間で8件に上るそうで、小学生の深刻な犯罪が続いていることに驚かされるのであります。

今回の事件をいろいろな評論家が発言されています。「背景に恋愛感情に酷似したものの存在を感じる」という方や、「圧倒的孤立」とか「聖域ホームページ」とか分析されています。教育長は今回の事件をどのように分析され、どのように本市の教育に生かしていこうとしているのか、お聞かせいただきたいのであります。学校も、親も、子供の支えになることが安全への一番の近道であるとも言われています。学校における防犯の面もあわせ、教育長の御所信をお伺いいたします。

2点目は、地域における子供の安全についてです。

都市部は人の目がありますが、田舎は、子供の帰る時間帯に人がいません。田舎の方が 逆に危ないと言われています。現に、最近不審者の出没をよく耳にします。そのことで部 活動にも支障が出ている学校もあります。全国各地でいろいろな取り組みがなされていま す。住民みずからがパトロール隊を結成したり、お年寄りが下校を見守る運動を起こしたり、散歩やジョギングをする市民に協力を求めたり、地域挙げて子供を守ろうという取り組みが始まっています。子供を守る取り組みを通じて、強まりつつある地域のきずなは、防犯効果以上の成果をもたらすと考えますが、本市の取り組み方を伺っておきます。

3点目は、公園遊具についてです。

大阪府高槻市の回転遊具で、小学生 2 人が続けて指先を切断する痛ましい事故が起きました。東京の六本木ヒルズの回転扉に子供が挟まれて死亡した事故の直後だけに、管理者の責任が改めて問われています。回転遊具の事故の原因は、金属製のボルトが抜け落ちたことによりますが、外れた理由ははっきりしていません。遊具メーカーや行政が幾ら力を注いでも、絶対に安全ということはありません。メーカーや行政だけの責任にしてしまうと、撤去が進んで、公園から遊具がなくなってしまう心配もあります。日常的な点検や安全性を高める努力が必要と思います。本市においては、大きな事故報告もなく、安心していますが、直接市が管理していない公園遊具に対しても、どういう指導をなされているのか伺っておきます。

新しい市長に期待をしつつ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(下西淳史君) 市長職務代理者助役の答弁を求めます。

竹本助役。

市長職務代理者助役(竹本智海君) まず、健康診断は個人の健康管理に役立っていないとの御質問でございます。市民の健康につきましては、鳥取県が作成されました健康とっとり計画に基づき、境港市でも、生活習慣を改善することで健康寿命を延ばし、生活の質を向上させることを目標にしています。平成15年度の基本健康診査では、3,840名が受診され、そのうち743名が要指導となり、要指導の方には、診査結果と個別相談会の御案内をお送りし、そのうち68名の方が相談会に参加されました。平成16年度から、より多くの要指導の方に参加をしていただくため、健康フォロー講座を新たに実施し、個別相談のほか、体育指導員による運動指導も取り入れることといたしております。市といたしましても市民の健康づくりに努めてまいりますが、市民の皆様におかれても、日ごろから自分の健康は自分で守るという健康づくりへの意識を高めていただきたいと思います。

次に、中浜サントピアの管理についてでございます。中浜サントピア公園の維持管理につきましては、業者に委託して、5月連休前、7月夏休み前、10月ごろの年3回の草刈り、ほかに樹木の剪定、消毒、施肥等を行っております。今後、公園の利用がしやすいよう、草刈りの時期など、維持管理の方法につきまして検討してまいりたいと思っております。

次に、竜ケ山公園についてでございます。滝の流れる人工池につきましては、ポンプなどの機械施設が老朽化しており、年間を通し水を流すのが困難な現状でございます。冬場を除き、市民の皆様が水辺に親しまれる期間は、ポンプなどの調整、水藻の管理を密に行い、可能な限り水を流したいと考えております。中央付近にある建物は、子供たちが昆虫、

草花などの生態系学習棟及び屋外休憩施設として利用するために建設したものでありますが、実態は屋外休憩施設としての利用が大半であります。

次に、中海親水公園のPRでございますが、中海親水公園につきましては、境港新都市 土地区画整理事業により、平成13年度、14年度に整備したものであります。整備後も 周辺が工事中のこともあり、市民の皆様には余りなじみがないのが現状であります。今後、 隣接する親水護岸も含め、市民へのPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、中浜港の廃船でございますけれども、中浜港の廃船につきましては、損耗が著しく、所有者の特定が困難な状態となっております。現在、国、県、市が協調して中浜港の整備を進めておりますが、その中で廃船処理について協議してまいりたいと考えております。

次に、中海干拓地の駐車場についてでございます。中海干拓地の堤防について、管理者である国土交通省出雲河川事務所中海出張所に確認しましたところ、自動車の乗り入れはできませんが、歩行者や自転車が入られることに関しましては特に規制はしていないということであります。中海干拓地は、本市の農業において効率的な生産を営むべき場所であり、農業以外の目的で干拓地に駐車場をつくることは、農業者の理解も得られず、設置することは困難であると思います。干拓地堤防でウオーキングなどをされる場合は、近くのスポーツ広場、陸上競技場、野球場などの駐車場を御利用いただきたいと思います。

次に、県外出張の民間委託でございます。現在、当市の公共交通機関による県外出張については、各担当課がルート計算などを行い、総務課においてそのチェックを行っているところであります。旅行行程及び旅費計算専用のパソコンソフト及びインターネットによるソフトを使用し、最も経済的な旅程で旅行が可能となるよう指導しているところであります。また、水沢議員の御指摘にありますように、割引宿泊セット、割安航空券など、そのチェックの中で該当するものがあれば利用するよう指導しているところであります。現状は、担当課及び総務課で十分対応が可能でありますので、出張業務の民間委託については今のところ考えておりません。

なお、平成16年度の県外出張の予算でございますが、議会、市長部局を含めまして 121件、1,110万3,000円となっております。

次に、はまる一ぷバスの広告料収入についてでございます。市民バスにつきましては、平成15年度の利用者数が約12万9,000人と前年度より6.7%増加し、着実に公共交通機関の役割を担っているものと考えております。本年度6月より、さらなる利便性の向上を図るため、運行経路を一部変更したところでございます。今後とも市民からの要望などをよく検討し、利用促進に努めてまいりたいと存じます。

広告料収入につきましては、市民バスの車内及びバス停に広告スペースを設けており、 現在は公共施設などの広告を掲載しております。昨年度からこれらを有効活用し運行費の 削減を図ることを検討しており、今後実施に向けて具体的な取り組みを進めてまいりたい と考えております。以上でございます。 議長(下西淳史君) 教育長の答弁を求めます。

池淵教育長。

教育長(池淵一郎君) 子供の安全についてお答えいたします。

初めに、佐世保の事件をどのように分析し、生かしていくのか、学校における子供の安全についてのお尋ねでございます。佐世保の事件は、子供にとりましても、私どもにとりましても、大変ショッキングな出来事でございました。調査が進むにつれてさまざまな事実や背景が明らかになってきておりますが、そのことよりも、水沢議員の御指摘のとおり、この事例を本市の学校現場に教訓としてどのように生かしていくかが急務であると考えます。まずは心の教育の充実であります。学校も家庭も子供の様子を気にかけ、ささいな変化に対しても素早く適切な対応がとられるような、ふだんからの信頼関係づくりが大切と考えます。

次に、学校における安全管理体制についてでございますが、子供たちには不必要なものは持ってこないという指導を徹底しております。また、学校にある包丁等の刃物類につきましても、特別教室や保管庫に施錠をして管理しておりますし、その使用や取り扱いについても安全を徹底いたしております。今後も、子供を学校や家庭における一面だけでとらえるのではなく、あらゆる面から理解し、支えていける体制が必要であると考えております。

次に、地域における子供の安全についてのお尋ねでございますが、不審者の対応のみならず、子供たちを地域全体で守っていくという取り組みが、子供と地域との結びつきを強め、健全育成へもつながっていくと考えます。本市でも、水沢議員の御指摘にもありますような取り組みが各学校や地域でなされております。例えば第二中学校区では、今年度より国の指定を受け、サポートネットワーク事業に取り組みます。この中でPTAや地域の方々の協力を得て、あいさつ運動や街頭指導等を毎月定期的に行います。また、各地域における取り組みといたしましては、青少年育成市民会議の地区部会やPTAが連携し、時期をとらえて安全パトロールを実施しておられます。特に夏休み中は夜間も行い、犯罪等に対する大きな抑止力となっております。しかし、安全に関しましては絶対ということはありませんので、今後も各関係機関との連携を図り、地域の子供は地域で守り育てるという取り組みを充実させていかなければならないと考えております。

2点について私の方からお答えさせていただきました。

議長(下西淳史君) 助役の答弁を求めます。

市長職務代理者助役(竹本智海君) 自治会などで管理されている広場の遊具についての御質問でございますが、遊具などの整備については、さまざまな助成のほか、個人もしくは団体によって設置や改修され、自治会を初めとする関係団体で管理されております。市といたしましては、今後、市報による広報や自治会を通じて遊具の安全管理に対する啓発を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(下西淳史君) 追及質問がございましたらどうぞ。

水沢議員。

11番(水沢健一君) 順次質問してまいりますが、公園について1点だけ、別にそんなに質問という質問ではなかったんですが、気になったのは、やっぱりサントピア公園の、草のことはまあいいんですが、花ショウブの件、答弁になかったんでちょっと確認しておきたいと思いますが、もう梅雨時期になれば、新聞にも出るぐらい、花ショウブといえばサントピア公園の花ショウブということだったんですが、もうほとんど、全くと言っていいほどありません。やはりあれがなかったらただの単なるため池ですね。この辺をやっぱり花ショウブ、今後やはりきちんと株分けでもして市民が親しめる公園にしていくのかどうか、その辺だけ伺っておきます。

出張業務の民間委託については今のところ考えてない。それはそれで別に、それから先はどうしようもないんですが、全国的にこういった動きになっていることは、やっぱり認識していただきたいというぐあいに思っております。県レベルでは高知県が昨年の秋から契約を始めた。そして、国立大学というか、今は独立法人になっていますが、鳥大が4月から始めております。鳥大に至っては、1億円年間かかっているのが、これで2,000万円浮いたと言われておりますし、自治体では横須賀市が始めました。これもやっぱり4,300万かかっているのが800万経費節減だということになっておりますので、今、職員が努力しているということはわからんでもないですが、こういうことで頭を使うより、もっとほかのことで頭使った方がいいではないかということは、これは御指摘だけ、質問とは違いますが、御指摘だけしておきたいと思います。

はまる一ぷバスに関しましては、広告収入の方は前向きに検討されるでいいんですが、 僕は利用促進という面で停留所について若干質問させていただきますが、昨年の9月議会 にも私はこの辺を質問したつもりです。といいますのは、プラントがオープンしますので、 やっぱりプラントの影響というのは、いろいろ市民の、消費者の便利を図るということは いいんですが、地元経済界にとっては大打撃であります。やはりそれを救済という意味で は直接はありませんが、やはりそういった地元の今まで地元経済の発展に貢献してきた、 そういった商店にも停留所をつくってあげたら、別に何をためらうことはないということ で質問したわけですか、その答弁は、昨年9月でしたが、市民バス運行懇談会にお諮りし たいと、検討したいということですが、私が指摘した具体的に1日に何百人、何千人利用 している岡田商店とか、また、具体的にあんまり名前言ったら語弊があるんですけど、い わゆるチラシを入れたりいろいろ頑張っているヤオシンだ、中枝だ、サンショップ中浜だ とか、いろいろそういったところにはなくて、また、これも名前言って失礼ですが、グル ープホーム夕日ヶ丘、何人利用しているんですか。あそこに停留所がこのたびできたんで すよ。お諮りしたんですか、本当に、去年9月指摘したことを。まだそこのグループホー ム夕日ヶ丘が中海親水公園前というならわかりますよ、こういう昨年9月に質問したこと が全然生かされてないことが残念でなりません。再度質問しておきたいと思います。以上 です。

議長(下西淳史君) 松本建設部長。

建設部長(松本健治君) 市長職務代理者にかわりましてお答えさせていただきます。

中浜のサントピア公園の花ショウブの件でございます。中浜のサントピア公園につきましては、御承知かとは思いますが、平成12年の鳥取県西部地震で北側の護岸が崩壊いたしました。したがいまして、北側につきましては、その護岸の工事の完了後に植栽をいたしたものでございます。したがいまして、北側につきましては、いましばらく時間が必要かと考えております。花ショウブの育成につきましては、力を入れていきたいというふうに考えております。

議長(下西淳史君) 武良産業環境部長。

産業環境部長(武良幹夫君) 私の方からは、はまる一ぷバスのバス停の関係で御質問が ございましたので、職務代理者にかわって答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど御指摘のございましたバス停の件は、6月にコース変更、それから時刻変更をしておりますけども、その前に市民バス運行懇話会に、具体的に先ほど上げられました質問の内容をお諮りをいたしました。その結果でございますけども、最終的に6月に変更いたしましたのは、新設のバス停が5カ所、それから名称変更が2カ所、それから廃止のバス停が1カ所ということで、残念ながら御指摘のあった商店につきましては、懇話会の中で、距離の問題とかコースの変更の問題とかいろいろ議論がなされておる経過はございますけども、ことしの6月の変更の際には該当しなかったという結果を報告をいただいておるところでございます。また再度こういった状況を見ながら、プラントは7月早々にオープンいたしますけども、こういった状況も、市内の小売店の状況も見ながら、臨時的なバス停の考え方も、この懇話会に諮ればできるということを承知しておりますので、いましばらくこの懇話会の開催を待って、再度検討をさせていただきたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(下西淳史君) 追及質問がありましたらどうぞ。

次に、森岡俊夫議員。

19番(森岡俊夫君) 6月定例議会に当たり、助役並びに担当部課長に質問をいたします。

まず初めに、指定管理者制度についてお尋ねいたします。

3月議会において、蒼生会では、地方分権を推進するという観点から指定管理者制度を 導入するよう提案をいたしました。いわゆる境港市が設置した施設の管理運営を民間企業 やNPOに委託することができる制度であります。他の自治体の動向を見ますと、倉吉市 においては、この6月議会で条例を制定し、適用第1号として、市民の拠点施設「シビッ クセンター倉吉」を8月からのスタートを目指し準備中であると伺っております。また、 鳥取県では、来年2月の条例化に向け、申請方法や選定基準、利用条件などのルールづく りなどに着手している状況にあります。

指定管理者制度については、黒見市長は3月議会で、個々の施設について、市の財政負

担の問題、利用料金の引き下げ、多様で満足度の高いサービスが受けられるかなどを勘案 し、条件を満たすものについては積極的に民間委託にしたいと答弁をされました。あれか ら既に3カ月が経過しております。条例化の原案作成や制度導入について、部内で検討さ れた内容や制度導入についての今後のスケジュールについてお聞かせください。また、申 請方法や選定基準、第三者の意見反映等のルールづくりなど、検討された具体的な内容の 説明をお願いいたします。

次に、外部監査制度についてお伺いいたします。

市民との協働を考えたとき、指定管理者制度やまちづくり条例などを制定することは、 政策提案やパブリックコメントなどの市民参画を促進するための早道であり、これらの新 しい仕組みづくりは、これからの自治体としての責任、義務であるとも言えます。あわせ て、情報公開や第三者による監視体制を強化、実施することも重要であることは言うまで もありません。このような観点から、3月議会において外部監査制度導入について質問を いたしました。

去る12日、鳥取市で開催された市町村議会自立フォーラムでも、包括外部監査は行政のチェックや監査には有効であるとの意見や、行政や議会とは違う視点でのチェック体制を歓迎、容認する意見も出されておりました。

市長も、これからの行政にはこの制度は必要であるという認識は持っている。外部監査制度は、必然的に重要な制度であり、協働のまちづくりの中で十分検討を深めてまいりたいと答弁されており、執行部として、3月議会以降、これらの制度に対する部内での検討内容や進捗状況について説明をお願いいたします。

次に、中海の浄化対策についてお伺いいたします。

鳥取県は、中海の新しい浄化対策として、藻類や貝類が生態系で果たす役割に着目し、 生態系の回復を図る手法を検討する現況調査に着手いたしました。このことについては、 蒼生会では議会あるごとに中海のアマモなどの海藻類や干潟の再生に向けた取り組みを訴 えてまいりましたが、ようやく明るい兆しが見えてきたと喜んでいるところであります。

今回の調査は、県の衛生環境研究所と栽培漁業センター、そして地元の米子市漁協の協力を得て実施するもので、官民の協力体制で行われる画期的な取り組みであると評価するものであります。このような取り組みが当市も含めた中海圏域全域で実施されることで、堤防開削などの中海問題の早期解決の糸口になるのではないかと期待をしているところでもあります。

境港市においては、鳥取県が実施する今回の海藻類の生育調査や水質、底質などの生育環境調査をどのようにとらまえているのか、また、今後の中海浄化対策についてどのような形で対処していくのか、お考えをお聞かせください。民間やNPOとの協力など、具体的な内容の説明をお願いしたいものであります。

最後に、港湾問題についてお伺いいたします。

3月議会において、改正外為法や特定船舶入港禁止法等の法制化により、外国船舶に対

する規制、特に北朝鮮に対する包囲網が着々と整いつつあり、当市の水産加工に及ぼす影響は大きいと指摘をいたしました。その際、市長からは、適切な対応として情勢をしばらく見守ることがいいという答弁をいただきました。聞きようによれば市としては何もしないという意味にも感じたのは私だけではないでしょう。

確かに国の安全保障ということから考えると、改正外為法と特定船舶入港禁止法の2つの法案に対しては、行政としての立場上反対することはできないことは私も理解を示すものであります。この2つの法案は、北朝鮮への圧力カードとしての色合いが濃く、発動には困難を要するものと推察されるからであります。しかしながら、その他の法律を見てみますと、ことし7月のテロ対策としてのソーラス条約担保法の適用や、来年3月施行の油濁損害賠償保障法など、関係者にとって対応に苦慮するであろうと思われる問題が差し迫っていることも事実であります。

特に油濁損害賠償保障法は、入港する100トン以上の外国船舶にPI保険の加入が義務づけられており、これに違反する船舶の入港を禁止することができるものであります。 境港に入港する外国船のうち、水産加工関係のロシア、北朝鮮の船舶のPI保険加入率は、ほぼゼロ%であります。したがって、単純に考えても、ベニズワイを中心とする水産加工原料は輸入できない状況になるわけであります。このような状況を踏まえ、行政として地元にどのようにかかわっていくのか、この問題についての見解をお示ししていただきたいと思います。

ほぼ100%、ロシア、北朝鮮から水産加工原料が入らなくなることがどれだけ大きな問題であるかは、今さら説明するまでもないことであります。今こそ境港市が主導的な立場となって、国、県、そして関係者に積極的に働きかけてこの問題に取り組んでいかなければなりません。境港だけ治外法権を主張するわけにはいきません。法律遵守を第一とし、制度上可能な限りの対策を講じることが境港市の責任であると考えます。誠意ある回答を切に要望し、質問を終わります。

議長(下西淳史君) 市長職務代理者助役の答弁を求めます。

竹本助役。

市長職務代理者助役(竹本智海君) まず、指定管理者制度の今後のスケジュールなどについての御質問でございます。指定管理者制度につきましては、現在市内の公共施設の現況調査に入っているところであります。今後の予定といたしましては、施設管理担当課や管理団体との協議の上、施設ごとの今後のあり方を検討いたします。そして行革本部により原案をまとめ、年内には行政改革推進委員会及びパブリックコメント、さらには議会行財政改革問題調査特別委員会での御意見をいただきたいと考えております。そして、年度内には、施設ごとに直営か指定管理者かの方針を決定いたしたいと考えております。指定管理者の方針が決定した施設につきましては、17年度に手続等の条例整備、説明会、募集、選定等の手続を行い、指定管理者の指定の議決をいただきたいと考えております。

次に、外部監査制度導入の進捗状況についてでございます。従来の監査委員は市の内部

機構でもあり、独立性、専門性という点ではやや限界があるものと思われます。一方、外部監査制度は、平成9年に設けられたものであり、地方公共団体に属さない外部の専門家が監査するので、より透明性、専門性が確保できる点で、大変意義のあるものと考えております。資格要件としては、弁護士、公認会計士、税理士などに限られており、条例を定めた上で、その方々と契約を締結し実施することとなります。経費の面で、外部監査委託料はやや高額となっているようです。外部監査制度の状況を全国的に見てみますと、導入しているのは60市ありますが、そのほとんどは義務化されている政令市、中核市、特例市であります。導入は任意となっているのはわずか8市であり、山陰12市では実績はありません。以上、透明性、専門性をさらに確保するため、外部監査制度導入の必要性は十分認識しておりますが、現時点では、全国的に見ても導入例が乏しく、検証する例も少ないので、引き続き研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、中海の浄化対策でございます。鳥取県が平成16年度から4カ年かけて取り組まれることとなった藻類、貝類などによる中海浄化手法検討事業につきましては、生態系の回復により水質浄化と水産振興をあわせて実現できる可能性があるものであり、ぜひ事業化につながることを願っております。

また、平成15年度の中海水質測定結果について御報告させていただきますと、14年度に続いて比較的良好であり、水質指標の化学的酸素要求量、全窒素、全燐のいずれの項目も第3期湖沼水質保全計画の水質目標を達成しております。これは3期15年にわたって実施されてきた湖沼水質保全計画に基づく各種事業の成果が、ようやくあらわれてきたことによるものではないかと考えております。この傾向が確実なものとなるよう、今年度策定される第4期湖沼水質保全計画に盛り込まれる事業に取り組んでまいります。

次に、中海の浄化対策に関する民間やNPOとの協力についての質問でございます。中海の浄化対策について、市民の皆様やNPOの方々の御意見や取り組みを伺いながら、行政としてもみずからできることや、市民の方々と協力してできることは何かを考えていかなければならないと思います。

次に、船舶油濁損害賠償保障法についてでございます。船舶油濁損害賠償保障法の問題については、3月議会でも多くの議員から御質問をいただき、黒見市長も本市の基幹産業である水産加工業への影響について懸念を表明されました。その後、本市といたしましては、境港管理組合や鳥取県境港水産事務所並びに同様の懸念を持つ舞鶴港関係者との間で情報交換をいたしました。また、先般、地元水産関係者及び輸入関連企業の皆様と意見交換を行ったところであります。この法案の保障契約の規定においては、保険契約以外に賠償の履行を担保する契約というものが認められておりますことから、意見交換の場では、例えば輸入業者や水産関係者で、保険金に見合う保証金を用意し、事故が発生した場合に対応してはどうかとの提案もございました。引き続き水産加工原料の輸入に影響を及ぼさないような対応策を地元関係者とともに考えてまいりたいと存じます。以上でございます。議長(下西淳史君) 追及質問がございましたらどうぞ。

森岡議員。

19番(森岡俊夫君) まず、ベニズワイガニに関連している水産加工業者の数や、それから従業員の数なんかを把握しておられればお聞かせいただきたいと思います。

これに関連することなんですけども、今、助役の方から、PI保険以外にも保障契約、要は100トンであれば1億700万円の保証金を荷主なり輸入業者が積み上げることによってPI保険と同じようにみなすと。法律上はそういうふうになっておりまして、そのほかにも、例えば今私の方に手元にございますけども、これは第59回の国土交通委員会、ことしの4月23日に行われた議事録であります。その中の内容を読むと、当然、先ほど言いましたように、荷主がこういったPI保険に加入する金額を積み上げることによって制度上は満たすんだと。それ以外にも、港を管理している自治体なんかがやっても可能だというふうな答弁がございました。ということは、境港でいいますと、港を管理しているのは鳥取県、それから境港市、自治体ということでありまして、先ほど助役がおっしゃるように、輸入業者、関係者だけではなくて、当然この責任の一端を担っていると言ってもいいのではないでしょうか。ということからも、境港市としてその責任を全うする上において、関係者、それから国や県に対して、そういう協議会なり、いち早く早急に立ち上げることが大事ではないかなというふうに思います。このことについて答弁を求めます。

議長(下西淳史君) 武良産業環境部長。

産業環境部長(武良幹夫君) それでは、職務代理者にかわって答弁させていただきたい と思います。

まず最初に、ベニズワイのカニ加工原料の関係で現状をということでございますので、このカニ加工の現状については、取扱企業が20社、それから生産額が17社、322億円というふうに把握しております。それから、従業員につきましては2,000名程度というふうに把握をいたしておるところでございます。

それと、先ほど最終的に言われました協議会の問題でございますけども、今とりあえず国の方で法律施行に準備ということで政令の作業中でございます。法律公布するための政令の事務的な作業中でございますので、そういった政令、それから規則等作業中でございますので、これらの動向も見ながら、先ほど助役の方が申し上げました関係機関でまず事務レベルの、実務者レベルの勉強会を重ねていきながら、そこで最終的に国とか県とかにどういったことが要望できるのかとか、そういった協議会も最終的には必要でなかろうかと思いますけども、今当面は実務者レベルで、そういった法律の、保険の勉強会をさせていただきたい。こういうことで御理解をいただきたいと思います。以上です。

議長(下西淳史君) 追及がございましたらどうぞ。

森岡議員。

19番(森岡俊夫君) 先ほども言いましたけども、この中に明らかに港湾管理者、自治体の責任が明確になっとるわけでありますんで、早急に立ち上げていただきたいと思います。

先ほど私の方は内向きな形のことを言いました。実はもっと外向きには大変な状況になっておりまして、ここに 6 月 6 日の東亜日報がございます。年内に韓国の米 4 0 万トンが借款の形で北朝鮮に提供される。また、韓国と北朝鮮間の貿易物資を、第三国の船舶ではなく、南北の船舶が直接輸送できるようになったと。今、北朝鮮は、南浦、それから元山、興南等々7港、韓国も仁川、蔚山、東草など、これも7港。要はこういうことになるということは、南北間の貿易物資が直接輸送できるようになったということでありまして、要は日本の国内の法律とか対応がもたもたすることによって、北朝鮮の船が入らなくなっても、北朝鮮としては売り先には困らないと。

さらにもう一つ言いますと、中国の琿春に加工場がございます。こちらの方には、既にことし北朝鮮の方から5, 0000トンのカニを輸入すると、そういう条件がまとまっているというふうなことも聞いております。現在1万トン余りの水産輸入物がございますけども、そのうち5, 0000トンは持っていかれる可能性もあるんだと。ということで、早急にこの現況を踏まえて立ち上げていただきたい。

助役の方から、すぐにやっていただけるように答えてください。よろしくお願いします。 議長(下西淳史君) 助役の答弁を求めます。

竹本助役。

市長職務代理者助役(竹本智海君) 先ほど部長からも言いましたが、とりあえず今、事 務段階での勉強会でございまして、早いうちにおっしゃるような協議会を設置するように したいと考えております。以上です。

議長(下西淳史君) 本日の各個質問は以上といたします。

延 会 (13時55分)

議長(下西淳史君) 次の本会議は、明日18日午前10時に開き、引き続き各個質問を 行います。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員